

「鳥取県ワクワク商品開発支援事業」運営業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

人口が全国で最少である本県の地域経済活性化に向けたモデル的な取組みとして、「新商品開発をしたい県内企業」と「地域活性化に協力・貢献したい全国の生活者」を結び、国内でも先進的な『共創による新商品づくり』を支援する事業を行う。

当該事業の実施に当たり、創意工夫により最も効果的に実施できる受託者を選定するためのプロポーザルを行う。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

「鳥取県ワクワク商品開発支援事業」運営業務

(2) 業務の内容

- ア 本事業に参加する県内企業の選定に当たっての県へのアドバイス提供
- イ 共創コミュニティの開設・運営及び生活者の集客
- ウ 共創コミュニティへの参加に先立つ参加企業向けのワークショップ等の開催
- エ 参加企業に対する新商品コンセプト策定支援の実施
- オ 共創の取組にかかる県内企業全体へのフィードバック支援

(3) 委託業務の仕様

別添1の「鳥取県ワクワク商品開発支援事業」運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 契約期間

契約締結日から平成27年3月31日まで

(5) 予算額

金5,000,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- ア 当該金額は（2）に係るものであり、業務の遂行に当たり必要となる人件費及び事業費（旅費、会議費、外注費、雑費、一般管理費等）等全ての経費は、委託料に含めるものとする。
- イ 契約金額の一部について概算払を行うことができる。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 平成26年5月7日(水)から平成26年5月16日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 平成26年5月7日(水)から平成26年5月16日(金)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 国内大手企業(国内の証券取引所に株式を上場している企業又は業界での市場シェアが高い等の理由で国内に広く知られている企業をいう。)による共創プロジェクトの支援実績を有すること。
- (6) 委託契約に係る訴えについて、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることを認める者であること。

4 参加表明及び企画提案書の提出等

(1) 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下のとおり参加表明をすること。

ア 提出書類

(ア)「鳥取県ワクワク商品開発支援事業」運營業務委託参加表明書(様式第1号)(以下「参加表明書」という。) 1部

(イ) 会社概要(※様式任意。ただし、従業員数、主要株主と比率、共創プロジェクトの支援実績がある国内大手企業の名称もわかるようにすること。) 1部

イ 提出方法

送付、持参又は電子メールによること。ただし、送付する場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

ウ 提出期限

平成26年5月16日(金)午後5時必着

エ 提出期間及び時間

平成26年5月7日(水)から平成26年5月16日(金)までの間(日曜日及び土曜日(以下「休日」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時までとし、送付による場合は、平成26年5月16日(金)午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(2) 質問

ア 質問がある場合には、質問内容を明確に記載し、平成26年5月28日（水）午後5時までに電子メール（様式任意）で質問すること。

イ 電子メール以外では受付しない。

ウ 質問とその回答は、参加表明書により参加の意思を示した者に電子メールで送信し、併せてホームページに掲載する。

(3) 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、以下のとおり企画提案書等を提出すること。

なお、提案は1参加者につき1提案とする。

ア 提出書類

(ア) 「鳥取県ワクワク商品開発支援事業」運營業務委託企画提案書等提出書（様式第2号）

(イ) 企画提案書（様式・枚数任意。ただし、A4版で作成（必要に応じてA3判の折り込みも可））

※なお、企画提案書には、以下の1～4の内容を記載すること

1 事業の実施方法

※仕様書の「1 実施内容」の（2）～（5）の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載してください。

※本事業の成果を高めるための効果的な工夫及び独自の提案を記載してください。

2 実施スケジュール

※上記1の実施が月別に分かるようにしてください。

3 事業実績（事業名、事業概要、事業成果、実施年度、発注者等）

※類似事業（生活者との共創による商品開発を支援した事業等。国内大手企業分も含む。）の実績や、地域活性化や中小企業を支援した事業の実績等を記載してください。

4 実施体制

※当該事業にかかる社内体制、実施責任者略歴等を記載してください。（外注、再委託を予定しているのであればその内容も記載）

(ウ) 見積書（様式任意）

(エ) 法人の定款及び登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行のもの） ※コピーも可

(オ) 直近会計年度の決算書（貸借対照表、損益計算書） ※コピーも可

イ 提出部数 正本1部、副本7部

ウ 提出方法

送付又は持参によること（電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けな

い)。ただし、送付する場合は、書留郵便等による方法によること。

エ 提出期限

平成26年6月4日（水） 午後5時必着

オ 提出期間及び時間

平成26年5月26日（月）から平成26年6月4日（水）までの間（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとし、送付による場合は、平成26年6月4日（水）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

カ 提出された書類は、返却しない。

5 各種書類提出先・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済産業総室産業振興室

電話 0857-26-7243 （担当：井田、渡邊）

電子メール hiroyuki.ida@pref.tottori.jp

6 プレゼンテーションの実施

(1) 日時：平成26年6月11日（水） 予定

(2) 場所：鳥取県庁内会議室（鳥取市東町一丁目220）

(3) その他

ア 正式な開催日時、集合時間及び会議室等は、別途通知する。

イ プレゼンテーションは一提案につき20分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を10分間設ける。

ウ パソコン及びプロジェクターについては、事務局が会場内に準備する。（パソコンの持込みも可とする。）

7 審査の方法

(1) 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）に基づき設置する鳥取県ワクワク商品開発支援事業業務委託審査会を開催し、あらかじめ提出された企画提案書等、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答を受けて、別添2『「鳥取県ワクワク商品開発支援事業」運營業務委託プロポーザル審査基準』に基づき最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行なう。

(2) 審査結果は文書で提案者全員に通知し、その概要を鳥取県のホームページで公表するものとする。通知の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

また、公表の内容のうち審査結果については、契約者名及び全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者のみ記載するものとする。

- (3) 審査の経緯は公表しない。
- (4) 各提出物等の提出が期限に遅れた場合、又は審査結果に影響を与えるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とする。

8 契約の締結

- (1) 7により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、7により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行なう。
- (2) (1)の規定に関わらず、仕様書の別添「鳥取県ワクワク商品開発支援事業」に参加する県内企業の募集方針等に基づき県が募集する鳥取県ワクワク商品開発支援事業に参加希望の県内企業が3社に満たなかった場合は、契約の締結は行わない。
- (3) 契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県（以下「県」という。）が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすること
その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- ウ 暴力団若しくは暴力団員又はイの（ア）から（カ）までのいずれかに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に県が発注した物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を請け負わせたと認められるとき。

9 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 事業の要件に反した場合の取扱い

受託者が事業の実施に当たり委託契約の要件に反した場合には、県は委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有する。

11 その他

(1) 提案書の無効

3の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

(2) 参加費用 このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 主なスケジュール（予定）

平成26年5月7日（水） プロポーザル公告

平成26年5月16日（金）午後5時 参加表明書の提出締切

平成26年5月28日（水）午後5時 質問の提出締切

平成26年6月4日（水）午後5時 企画提案書等の提出締切

平成26年6月11日（水） プレゼンテーション

平成26年6月23日（月） 契約締結

(様式第1号)

「鳥取県ワクワク商品開発支援事業」運営業務委託
参加表明書

平成26年 月 日

鳥取県知事 平井伸治 様

提出者

住 所

氏 名

(法人名及び代表者の職・氏名を記載)

平成26年5月7日付け調達公告の「鳥取県ワクワク商品開発支援事業」運営業務に係る企画提案に参加したいので、参加表明書等を提出します。

なお、参加表明書と企画提案書の作成等に要する一切の費用は当社が負担します。

提出書類

会社概要

【連絡担当者】

職・氏名	
電 話	
ファクシミリ	
電子メール	

(様式第2号)

「鳥取県ワクワク商品開発支援事業」運営業務委託
企画提案書等提出書

平成26年 月 日

鳥取県知事 平井伸治 様

提出者

住 所

氏 名

印

(法人名及び代表者の職・氏名を記載。押印のこと)

平成26年5月7日付け調達公告の「鳥取県ワクワク商品開発支援事業」運営業務に係る企画提案書等を別添のとおり提出します。

提出書類

- (ア) 企画提案書
- (イ) 見積書
- (ウ) 法人の定款及び登記事項証明書
- (エ) 直近会計年度の決算書（貸借対照表、損益計算書）

【連絡担当者】

職・氏名	
電 話	
ファクシミリ	
電子メール	